

# 令和5年度鳥取県原子力防災訓練（船舶避難）実施要領（案）

## 1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、海上自衛隊及び海上保安庁の協力を得て、連携要領の確認、船舶への乗船、降船手順の確認及び港湾使用に係る関係機関等との調整方法等の確立及び検証を行うことを目的とする。

## 2 主要訓練項目

- (1) 船舶避難に係る関係機関との連絡要領の確認
- (2) 船舶への乗降船手順の確認
- (3) ヘリコプターを使用した船舶からの緊急輸送手順の確認（海保）
- (4) 船舶避難時における住民対応の確認及び課題の抽出
- (5) 避難退域時検査実施方法の確認（海自）

## 3 実施日時

令和5年8月23日（水） 8：00～14：00

## 4 実施場所

境港市（境港大正岸壁・竹内岸壁）、鳥取市（鳥取港岸壁）

## 5 実施機関等

- (1) 実施機関  
鳥取県、米子市、境港市、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上保安庁境海上保安部、中国電力株式会社等
- (2) 参加艦艇  
海上自衛隊水中処分母船1号、海上保安庁巡視船おき
- (3) 訓練参加者数（乗船者数）  
約40名（住民約20名）

## 6 訓練想定

- (1) 島根原子力発電所において、トラブルが発生し、避難へ進展。
- (2) 海自艦艇、海保巡視船が避難に使用可能な状況にあり、船舶により避難を実施する。
- (3) 海保巡視船において、航行中、医療機関への緊急搬送が必要な避難者が発生し、県消防防災ヘリにより搬送する。
- (4) 鳥取港において避難退域時検査を実施する。

## 7 訓練内容

参加者をAグループとBグループに分け、各集合場所に集まった後、バスで港へ移動する。その後、Aグループは海上保安庁巡視船へ、Bグループは海上自衛隊艦艇へそれぞれ乗り込み、避難を実施する。

海上自衛隊艦艇は鳥取港まで航行し、海上保安庁巡視船は境港付近を航行する。

海上自衛隊艦艇により鳥取港に避難した住民に対しては、避難退域時検査訓練を実施する。

海上保安庁巡視船では、県防災ヘリの着艦訓練を実施する。

## 8 訓練ふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

## 9 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。詳細は次のとおりとする。

### (1) 中止の決定基準

訓練は、晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、次の事態が発生した場合は訓練の中止を判断する。

- ア 県内で大規模事故及び警報以上の気象情報等が発令された場合
- イ 防災関係機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
- ウ 鳥取・島根両県内で震度5以上の地震が発生した場合
- エ 海上状況等により、出航等ができない場合
- オ その他危機事案発生等により開催できない場合
- カ 危機管理局長が中止と判断する場合

### (2) 決定方法

訓練日前（2日前程度）からの気象予測等及び訓練当日の気象状態等を見て、危機管理局長が米子・境港両市、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び境海上保安部等と協議の上、決定する。

### (3) 訓練中止の最終決定時刻

- ア 訓練開始前  
訓練当日午前5時30分とする。
- イ 訓練開始後  
ア以降は、気象情報等に基づき、その都度判断。  
防災関係機関の訓練内容については、適時その有無を確認する。

### (4) 連絡方法

- ア 訓練中止決定後は、すみやかに別途作成する連絡系統図等に基づく電話・FAX・メール・HP 掲出で連絡する。
- イ 県職員へは、参加者メールリストによりメールで連絡する。  
※中止決定は、午前6時までに連絡するので、連絡がない場合は、予定どおり実施する。

## 10 その他

(1) 記録については、県職員で対応する。

(2) 各機関の服装は次のとおりとする。

- ア 県関係者  
防災服（ただし防災ヘリ搭乗者は除く）
- イ 市関係者  
防災服

ウ 防災関係機関

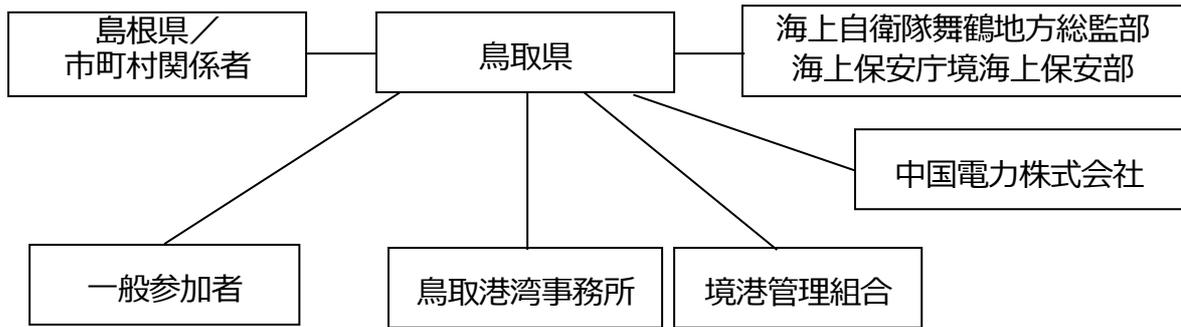
各機関が指定する服装とする。

エ 一般参加者

長袖（着脱しやすいもの）、長ズボン、帽子、マスク着用を基本とする。

※可能な限り肌の露出を控えた服装とし、サンダル履き厳禁

11 訓練編成表



12 訓練時使用（予定）資機材等一覧表

資機材等名	数量	備考
カップ	40着	雨天時用
マスク	40枚	原則、各自準備
飲料水	60本	全参加者+住民用追加1本
救急品	2式	

※避難退域時検査訓練必要資機材は避難退域時検査訓練実施要領に記載

（参考）当日スケジュール（予定）

時間	内容	備考
	【想定】避難指示	避難実施要領（案）の決定
	一時集結所集合	一時集結所に集合したとの想定
	一時集結所発	バスで移動
08：00	境港大正岸壁着（A）	乗船手続き等
08：10	境港竹内3号岸壁着（B）	
08：30	境港大正岸壁発（海保） 境港竹内3号岸壁発（海自）	
10：00	県消防防災ヘリ発着艦訓練	海保巡視船において実施
12：00	境港大正岸壁着（海保）	【海保訓練終了】バスで移動
13：30	鳥取港千代3号岸壁着（海自） 避難退域時検査訓練	【海自訓練終了】
14：00	避難退域時検査訓練終了	西部の乗船者はバスで帰路